

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

2025-10-10 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第2回）

13時00分～14時46分

○秋田座長 皆様、こんにちは。ただいまより第2回「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の検討会はオンラインでの開催となっております。ミーティングの操作方法来に御不明点がある場合は、チャットで事務局にお尋ねください。

それでは、事務局から本日の構成員の皆様の御出席状況と議事の確認をお願いいたします。

○平山補佐 事務局でございます。

本日の構成員の皆様の御出欠状況でございますが、首長構成員、堀構成員におかれては所用により御欠席、北川構成員におかれては所用により後ほど御参加の予定でございます。

また、森川構成員の代理として加藤様に御参加いただいております。

続きまして、事務局側の出席者でございますが、時間の関係上、お配りしております座席表で御確認いただければと存じます。

また、中村成育局長は公務のため、遅れての出席となります。

本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりでございます。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○秋田座長 平山補佐、御説明ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○栗原課長 保育政策課長、栗原でございます。皆様、いつもお世話になっております。

本日の議題は本格実施に向けた検討ということで、資料のほうは7点、それから、参考資料も7点用意させていただいております。

資料に沿って御説明させていただきます。

まず、1つ目の資料1を御覧ください。令和7年度の実施状況等についてでございます。

1ページ目、2ページ目は前回入れたとおりの資料として、検討会の進め方、あとは令和10年度以降までどういう流れで制度が組まれているかというところの御説明の資料でございますので、御覧いただければと思います。

3ページ目でございますけれども、直近で取っている実施状況、これは今年度子ども・子育て支援事業で実施する予定の自治体がどれぐらいかというのを取ったものでございます。前回よりも微増ということになっておりまして、具体的な自治体名は4ページを御覧いただければと思いますが、全都道府県で今年度中に開始いただけるということで承知しております。

最後の5ページ目ですけれども、今年度、予約と利用管理、請求書発行のシステムを国

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

のほうで用意していきまして、今年度から始めている自治体さんでどれぐらい利用しているかというのが分かる資料になっております。

右が自治体数で、それぞれの自治体で事業所登録、利用者登録、利用開始まで至っているかどうかというのを見たものですが、4月から順々に伸びてきていきまして、8月時点で169の自治体で少なくとも最初の事業所登録にまず着手していただいているということで、本格的にこれを御利用されている自治体もありますけれども、まずは触り始めるところから始めているところも徐々に増えていると認識しております。

資料2を御覧ください。「本格実施に向けた準備状況等について」とさせていただきます。

この事業につきましては、自治体のほうで様々な取組をしていただき、事業者さんのほうでも準備をしていただくということがありまして、様々なやることも整理した上で、私たちが伴走的にしっかり支援していくということにしております。

1 ページは前回もお示しした資料でございますけれども、自治体のほうでは量の見込みと確保方策を定めること、それから、認可や確認等に関する条例を定めていただくことが一つ大きな話になりまして、それを整理したものでございます。

今は10月に入っておりますので、左の黒のシャドーをかけているところまで終わっているということですが、今回本検討会で議論いただいた内容も踏まえまして、私どもとしては、認可や確認に関する内閣府令の案を自治体の皆さんにもお示ししますし、あと、パブリックコメントもかけていくということもさせていただきます。これを踏まえて内閣府令ができて、それに沿って条例をつくっていただくということになりますので、それを示したものであるということになります。

2 ページ目、3 ページ目は、これも前回と同じものですが、それ以外のものも様々な取り組んでいただくことがありますので、これを時間軸も意識した形で線表でお示したものでございます。

4 ページを御覧ください。

自治体へのフォローアップということで、前はネットワークをつくるのが重要だということで、説明会等のお話もさせていただきましたが、さらに進めていきまして、上の目的にも書いておりますけれども、準備状況をチェックリスト化し、自治体へ提供するというのをさせていただきます。毎月各都道府県内の各市町村がどの状況まで進んでいるか、どういう取組まで行われているかというのを確認させていただいて、その状況に応じてフォローアップをしっかりしていきたいということでございます。あわせて、認可や確認とか給付認定、それから、給付費の支給等、様々な事務を行っていただくことになりますので、それに備えて業務フローや参考様式を発出することも取り組ませていただいております。

5 ページを御覧ください。

チェックリストの話でございますが、この画像は見にくいのですが、参考資料の

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ほうにこれのもうちょっと鮮明なものをつけさせていただいていますので、そちらも御覧いただければと思いますが、縦にやることを書かせていただいて、横が時間軸、1つの月を上中下旬に割って、青色のところあたりで取り組んでいただくと、年度末までにいろいろなものが一通り準備ができていくということで、ここのステータスを確認しながらフォローしていく。自治体さんもこれにある程度沿いながら、それぞれのやることを進めていただくということを想定しております。

6 ページをお願いします。

業務のフローチャートでございます。これも様々な業務がありますので、一例としてお示しさせていただいていますが、それぞれの方がどういう手順でやっていくかというところをフローチャート形式でお示ししております。これも参考資料の中に束で入れさせていただいておりまして、これをまた自治体さんのほうでも見ていただいて御意見をいただきながら、年度末に向けてより精緻化を図った上で、これで準備を進めていただくということになります。

7 ページを御覧ください。

参考様式でございます。あくまで各自治体さんで様々地域の実情に応じてという部分あると思いますけれども、基本形として参考様式をお示しさせていただいております。実際の様式とか、あとは添付書類のリストなども用意させていただいているところです。これも本日の参考資料に束で入れさせていただいております。

最後、8 ページをお願いします。

前回も似たような資料が入っていますけれども、自治体とのネットワークの構築ということで、我々の職員も行かせていただいて都道府県単位で説明会等をさせていただいております。この夏の間は大分進めさせていただきました。こういう時期ですのでオンラインを併用しながらということではしていますし、あと、つい先日、基礎資料を説明した基本の動画を我々のホームページにアップさせていただいております。こういうのも活用しながら、自治体内あるいは事業者さんで様々理解を深めて取組を進めていただければと思っていますところでございます。

資料3をお願いします。研修についてでございます。

1 ページですけれども、令和7年度の状況ということで、今年度の事業においては、保育士以外の方が従事する場合につきましては、子育て支援員研修というものの受講を求めているところでございます。それで、来年度、本格実施に向けては、こども誰でも通園制度専用の研修、やはり意義とか様々違う部分がありますので、専用の研修をつくるということで取組を進めているところでございます。

2 ページを御覧ください。

研修についてですけれども、さっき申し上げたとおりで、保育士資格を有しない方の子育て支援員研修コースの中での新たな研修コースをつくるという話と併せて、②のところでございますが、保育士等の方にももちろんこども誰でも通園制度の理解を深めていただ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

くのと、留意点等も理解していただくという話がありますので、こういった方も対象にした全員が使えるような研修資材の開発も進めているということでございます。

3 ページをお願いします。

対応の方向性として示された話についてですけれども、令和8年度以降について、保育士資格を有しない方についてはこの新しい研修コースを修了することを要件としたいと考えておりますけれども、今年度の調査研究で研修のカリキュラム等をつくっておりますので、これが出来上がるのが今年度末になるとすると、実際に各自治体のほうでこの研修を実施していただくというのはその後のタイミングになりますので、そういった状況も踏まえまして、令和8年度は、2つ目の○の一番下にありますけれども、今、子育て支援員研修を受けて従事している方がおりますので、そういう方が引き続き本制度に従事できるような経過措置を設けることが必要ではないかとさせていただいています。

ただし、この方々につきましても、今年度の開発する研修の2つ目の話でございますけれども、こども誰でも通園制度の理解を深めていただけるような研修資材を開発しておりますので、これについてはしっかりと視聴いただくことというのを要件として求めてはどうかと考えております。

さらに、一番下の「その上で」のところですが、こういった令和8年度に経過措置で新しい研修を受けずに、実際にこども誰でも通園制度に業務に従事していただいた方については、実際に従事した経験があるということをオン・ザ・ジョブ・トレーニングと申しますか、そういう経験を持っておりますので、令和9年度以降も引き続きさっきの1つ目の開発している研修コースを受けずにそのまま従事を可能としてはどうかということをお提案させていただいております。

4 ページ以降は、今、口頭で申し上げた関係の資料の絵的なものを入れさせていただいております。4 ページはスケジュール感というところですし、5 ページは今年度の調査研究のスケジュール案となります。

6 ページが研修の全体の構造となります。今は子育て支援員研修で基本研修プラス共通、さらにそれぞれの一時預かり、地域型保育ごとの研修がありますけれども、この一時預かり、地域型の並びでこども誰でも通園制度の研修を1つ立てるということを考えております。

資料4をお願いします。利用可能時間についてでございます。

1 ページでございますが、今年度におきましては、昨年度御議論いただいたことも踏まえまして、こども一人当たり月10時間を上限としているということで、市町村によっては独自に利用可能時間を設定しているという状況もあると承知しております。

それで、これまで検討会の取りまとめもそうですし、前回の検討会や子ども・子育て支援等分科会でも様々な御意見をこの利用可能時間についてはいただいているところです。

2 ページに御意見も入れさせていただいておりますが、10時間よりももう少しあったほうがいいのかという御意見もありつつ、まずは制度をスタートさせるというところ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ろではこの時間から始めてというところの御意見もいただいているところです。

3 ページに対応の方向性（案）ということで示させていただいております。令和8年度以降の利用可能時間につきましては、令和8年度からこども誰でも通園制度を全国実施するということになりまして、全国で全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みまして、今年度から取り組んでいただいているところもありますけれども、多くの自治体が来年度から新しく始める制度ということもありまして、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないこと、あるいは保育人材の確保が課題になっている現状、こういうことを踏まえますと、引き続きまずは10時間ということで設定させていただくことはどうかということで示させていただいております。

2つ目の○のところですが、今、法律の制度上、最初の2年間は経過措置がはめられております。この国が定める通常の利用時間よりも短い時間で各自治体の判断で設定できるという経過措置が設けられております。ただ、その短い時間につきましても、国が最低の時間というところを定めるような形になっておりまして、この部分については3時間とさせていただいたらどうかということで示させていただいております。自治体が条例で利用可能時間を3時間から10時間未満の範囲内で設定することができる。こういう仕組みにしてはどうかと考えているところです。

それから、4 ページですけれども、これは前回に御質問があった事項でございますが、試行的事業において大体皆さん1回当たりとか1か月でどれぐらい使っていたかのデータをということですので、整理をさせていただいております。10時間という月の利用時間の中で、週1回に来るか来ないかというような時間設定をされているのかなということで、2時間から3時間あたりのところが1回当たりの時間で一番高くなっているということが見てとれます。全体の利用時間自体は10時間がありますけれども、先ほどの1回当たりの組合せにもよるのかなと思いますけれども、その手前あたりがピークになっているところが見てとれます。

資料5をお願いします。運営基準についてでございます。

様々な部分で法令的に政令や府令で決めていくというような仕掛けになっておりまして、1 ページ目は我々のほうで決めていく政令や内閣府令についてそれぞれ記載させていただいております。

2 ページ目に、その中でも特に内容的に論点になる部分を抽出させていただいております。主要論点は3つと考えておりまして、1つ目の利用可能時間は先ほど申し上げたとおりですけれども、2つ目の初回面談につきまして、これはこれまで手引きで今年度も行っただくように求めているところですが、やはりこの部分は事前に保護者さんとのコミュニケーションを取る、あるいは利用するお子さんの状況をしっかり把握するところが非常に重要だということで、これをしっかりと内閣府令に定めてルールとして規定したいということでございます。

それから、論点の3つ目ですけれども、やはり地域によってなかなか体制を組むことが

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

難しい、特に離島とか過疎地とか、そもそも保育の資源自体もなかなか難しいというところがある中で、保育の本体の制度におきましては、いわゆる僻地保育という制度もございます。通常の基準を緩めた形で実施していただく形態というのを制度的に認めているところですが、このこども誰でも通園制度についても、特にそういう僻地保育をやっているような地域においては、僻地保育所がこども誰でも通園制度をやることができ得るのではないかと考えまして、そういったところの場合に、通常の基準を満たさなくても大丈夫だということを規定していきたいと考えているところでございます。

初回面談と離島その他の対応について3ページ、4ページに詳細を書かせていただいているので、御覧いただければと思います。

ちなみに4ページですが、これは制度的な特例保育という形で行っておりますけれども、保育の僻地保育所は全国で今167か所ということで承知しております。

続きまして、資料6を御覧ください。公定価格・利用料についてでございます。

1ページの最初のところに記載のとおりで、令和7年度につきましては、令和6年度が単一価格で850円一時間当たりとなっておりますけれども、これを年齢別で単価も引き上げさせていただいて、0歳1,300円、1歳1,100円、2歳900円、それから、障害児と要支援と医療的ケア児ということで加算を設けさせていただいているところでございます。また、利用料につきましては、1時間当たり300円程度を標準ということで徴収する仕組みとさせていただいているところでございます。

これにつきましては、2ページにこれまでの御議論も入れさせていただいておりますが、やはりもう少しないとなかなか運営上厳しいのではないかと御指摘をたくさんいただいているところでございます。

2ページ、3ページと続いておりますが、4ページを御覧いただければと思いますが、対応の方向性ということで示させていただいております。

公定価格につきましては、これは結局予算が関わる話ですので、具体的な金額等につきましては予算編成過程で検討して年末にお示しする形になりますが、まずは大枠として現在実施している子ども・子育て支援事業と同様に、単価プラス加算という形で実施するという枠を示させていただいているところです。

それからもう一つ、※の2つ目ですが、今、加算は障害児、要支援、医療的ケア児がありますけれども、これに加えて新たな加算を創設することを考えさせていただきたいと思っております。これも予算編成過程の中で検討し、年末にお示しできればと考えております。

それから、公定価格と併せて、実費に加えて、事業所の取組に応じた必要な額を利用料として徴収するという仕組みも引き続き設けていきたいということを考えております。

この利用料の徴収に当たっての留意点については、しっかりと通知でお示ししたいということを考えております。

資料7、最後の資料になります。よろしく申し上げます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

その他の検討事項ということで、本日今までお話ししたような話以外でも、前回の検討会でも様々ないただきました。そういったものを少し表形式で整理した資料となっております。

2ページございまして、1ページ目でございますけれども、満3歳以上のこどもということで、ここの部分が法律上3歳になるとこども誰でも通園制度の対象にならないという立てつけになっている中で、満3歳以上のこどもについてはしっかりと接続を図っていくべきだという御意見もいただいているところでございます。

ここにつきましては、制度上、幼稚園が受入れ可能となっていることも踏まえまして、そういったところの受皿をしっかりと確保していただくことをこれまで出している通知や事務連絡の中でもお願いさせていただいているところでございますが、さらなる働きかけについて今後検討していきたいと考えております。

また、前回、自治体を中心にどういうふうに準備をしていくかというお話をさせていただいたのですが、事業者側への説明もしっかりとというお話もいただいているところでございます。

今回、自治体向けのチェックリストの中にも、事業者への説明をしっかりするというのをTo Doリストの中のやることリストの中にも入れさせていただいているところでございますし、先ほど申し上げた参考業務フローや参考様式などももちろん事業者のほうに関係する話がたくさんありますので、こういったもので現場のところもしっかりサポートしていきたいと考えております。

それから、広域利用の在り方ということで、今年度は各自治体でやるということで、広域利用はそれぞれの自治体間で協議をしながらという状況ですけれども、来年度の全国実施になりますと、県域とか地域をまたいで利用することが可能になります。まずは今進めていただいている量の見込みと確保方策の中で、やはりそもそも自分の地域を超えて利用するというような状態が見込まれるような場合には、しっかりと近接市町村と調整を行ってこれということをお願いさせていただいているところでございますし、この一番下のところでございますけれども、併せてやはり自分の自治体の住民の方々にしっかりと利用していただきたいという場合には、そこが適切に支援を受けられるようにするために優先予約枠の設定を求められることも考えられるということも示させていただいているところでございます。

最後2ページになります。

これも規定上監査を行うことになっている話がありまして、そこについてのお尋ねもいただいているところでございます。この部分については今我々のほうでも内部で整理中ですので、留意事項等を今後通知でお示ししたいと考えております。

また、親子通園につきましても、この親子通園をどういうふうに使っていくかということについて様々な御意見をいただいているところでございます。これに関しては、これまで昨年度末に発行した手引きの中でも、親子通園についての考え方というのを書かせていただいておりますが、ここは基本になると考えておりますが、実際に事例集、これは7月

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

に発行したものですけれども、この中でもこれをうまく使っているような施設の事例も紹介しているところですので、こういったところを広げていければいいかなと考えております。

最後、広報についてでございます。広報関係はどこからどこまで広報かというのはありますけれども、様々現場に制度をしっかりと理解していただくのと準備を進めていただくという中で進めているところですので、いよいよ全国実施となりますと、これは国民の皆様にはしっかりと届ける制度ですので、国民の皆さん、住民の皆さんに届けていくというところで今後は利用者のほうが重要になりますので、こちらの辺りの広報も本格的に実施していくということを考えている次第でございます。

大分駆け足になりましたけれども、説明は以上になります。本日も忌憚のない御意見をどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○秋田座長 栗原保育政策課長、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、皆様、時間も限られておりますので、できましたらお一人3分程度で御発言をいただきたいと思っております。

なお、事前に皆様から資料を御提出いただいたものにつきましては、参考資料にまとめておりますので、ぜひ御発言の際に御紹介くださいますようお願いいたします。

発言のルールとして、挙手をする代わりにチャット機能の「挙手」からお願いをしたいと思います。順に指名をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

お一人3分で、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。それでは、今、お手を挙げていただきました高槻市の万井構成員、それから、全保連の伊藤様、手の挙がった順で御発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず万井様からお願いいたします。

○万井構成員 高槻市の万井でございます。

それでは、私は3点ほどお伺いさせていただきます。

今回、準備過程で市町村の子ども・子育て支援事業計画に量の見込み、確保方策をつくっていくということで、我々、第3期の計画を法定どおり去年に作成したのですが、今般改正された基本指針とか示されている算出方法についても、去年に作成したものに変更ないという形でいけるかなと考えていたのですが、先日発出されましたQ&Aの第4版で、No.137において、量の見込みについて、それから、確保策についてなのですが、教育・保育提供区域ごとに定めることが必要だとなっていました。

我々は教育・保育提供区域を設定するに当たっては、利用調整というのを市町村でやった上で、定員を設定して、ここを毎日終日利用することを前提にした形で、保護者の負担とか各地域の状況を鑑みて区域を設定してやっているわけなのですが、高槻では実は6区分に分割してやっているわけなのですが、この乳児等通園支援事業、誰でも通園制度については、想定される利用時間も今のところ10時間だということと、先ほどもあった

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ように地域をまたがって利用することも最初から前提にされているということ、それから、まずは利便性の高いところから高槻市として設置していくほうがいいのではないかと、市中心部で展開しようと考えているわけなのです。

なので、去年策定した第3期の高槻市の市町村事業計画においては、高槻市全域を一区域として、主に中心部で展開するという形で量の見込み、確保策というふうにしたのですが、これでオーケーしてもらえるのか、やはり細かく分けていかないといけないとかという状況にならないかというのをお答えしていただきたいということ。

それから、12月議会に向けて、いわゆる確認の基準ですね。内閣府令の案が実は今回の資料で出てくるのかなと思っていましたのですが、今日の会議が終わってからなのかは分からないのですが、我々は法務当局と話してしまして、12月議会で条例を制定しようと思いと、既に締切りを超えている状態で、早急に内閣府令の案を出していただきたいという要望です。

それから、もう一つ確認なのですが、今回の公定価格の設定なのですが、子ども・子育て支援新制度の公定価格は、所謂子どもを一人預かるに当たって、一人当たり何歳だったらこれだけの金額です。その金額に基づいて、公定価格に基づいて、利用者負担額、いわゆる所得に応じてどれぐらいの利用者から負担を取って、その差し引き分を施設側に代理給付してもらいたい仕組みになっているのですが、そういう仕組みではなしに、外出して全国一律で一人当たり0歳だったら幾らみたいな今の補助金のやり方みたいなことを考えているのか。それから、子ども・子育て支援新制度でしたら、地域加算とか地域手当分のものがあるのですが、そういうのも考えられていないのかどうかというのを確認したいと思います。

この3点でよろしくをお願いします。

○秋田座長 万井構成員、ありがとうございます。回答は後でまとめてさせていただきますが、今3点ですね。1点の要望と2点の確認がございました。

それでは、続きまして伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 よろしくをお願いします。全国保育協議会副会長の伊藤でございます。

2点の要望と1点質問です。

まず1点目、公定価格についてです。何度もお願いしているのですが、年末の予算で審議されるということなのですが、やはり今の金額では少ししんどいというのが施設側からの率直な意見です。例えばキャンセルのときの費用をどうするのかとか、受入れのためには、書類作成など直接子どもに関わる以外にも多くの時間が必要になってきます。このような点を踏まえて単価を改善していただきたいと思っています。

今回、面接時間が義務化ということになったのですが、その金額についても上乘せしてほしいと思っています。

また、基本と加算ということなのですが、前も申したのですが、一般型と余裕活用型では圧倒的に一般型のほうがしんどいです。きついです。一般型でもしっかり

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

と運営できるような基本分とかそういうことをしてほしいということ。

あと、職員の半数は保育士以外でもいけるのですけれども、前も言ったように、保育士を100%雇用して配置している場合などは加算などをしていただけると、資質向上へのインセンティブとなるような方向になるのではないかなと考えています。

2つ目、施設の準備についてです。先ほどもお話があったのですけれども、市町村の準備については細かいチェック表だったりフローチャートが出ていたのですけれども、施設に対しても同じようなものを出して、施設ではこうやって準備していこうとか、これならできると思えるようなものを作ってほしいということが2点目の要望です。

3点目、質問です。これは一般型と余裕活用型についての質問です。現在施設を運用している園が誰通に参加しようとしたときに、やはり園運営のリスクを考えると、余裕活用型を使うというところが多いと思います。また、来年から余裕活用型でどうかしようというところは多いと思うのですけれども、その場合は、当初入園時に入園申し込みが少ないですので、空いているそこをうまく誰通で使うということなのでも、やはり後半になるに従っていっぱいになってきたら使えなくなってくるよ。そうした場合に、例えば前半は余裕活用型を使って、後半は一般型でしようとか、そういった形が可能なのか。保育士をうまく使うと言ったら、前半はその保育士はほかの事業、ほかの補助制度のものに充てておいて、後半からは一般型にということもあり得るのかどうかということ。あと、定員に関しても、例えば余裕があるときに、定員は3名だけれども、もう一人どうにか受け入れるというときにそういったことが可能なかどうかという質問が施設のほうから出ています。

よろしく申し上げます。以上です。

○秋田座長 伊藤構成員、ありがとうございます。3点の質問及び御要望がございました。

それでは、続きまして王寺構成員、お願いいたします。

○王寺構成員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

意見書を提出しておりますので、御覧ください。

まず、先ほど伊藤さんもおっしゃっていたように、自治体のスケジュールはよく分かりました。ところが、私どもの法人並びにいろいろな施設の中でどのような形で、例えば定款や寄附行為が変更の場合があるのかないかもまだはつきり分からない状態ですので、そういうことも含めてスケジュールをまず一点示してほしいということです。

2点目が通園制度の研修及び経過についてですけれども、研修は本当にありがたいなと思っております。ただ、令和8年度以降において、その以前に働いていた人は研修を受けなくてもいいというような判断がなされるところもあるかと思っておりますので、いろいろな場合が想定されます。短い時間であったり、そういう経験値のいろいろな誤差があるので、皆さん全員誰通の研修を受けるとしたほうがよいのではないかとということと、補助員についても基本分並びに誰通コース、地域型コースと分けなくて、全てを網羅するような共通化した研修にしてはどうかと思っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

3点目、初回面談は大変重要なことだと考えておりました、先日の質問のところ、これは時間に入りますかということに入らないということでした。だとすれば、これは価格的にお金がもらえないというようなことになってくるわけですので、このところ、初回面談はきちんとした形で手当を設けていただければ、例えば1時間幾らと出していれば、私どももその時間たつぷりと説明をすることができると思っておりますので、そこも検討していただきたいということ。

4点目が公定価格、先ほども伊藤さんがおっしゃったように、本当にこれはなかなか運営するのに難しく、うちも一時預かり事業との併用で1人分は確保できるような形にしておりますが、これから都会ではやはり人員を確保するにつれて人件費がかかってまいります。そういうことを含めた場合においても、この利用料並びに公定価格の加算については、もう少しどうにかならぬかなということと、もう一つ、ここには載せておりませんが、システム化の中でキャッシュレスになった場合の手数料などは、どのような形で想定されているのかということが、よく理解できていないので、そこら辺もきちんとどのような形で上乗せになっていくのか、利用料に上乗せになっていくのか、それとも施設が負担するのかということもよく分からないので、その説明をお願いします。

5点目が、こども誰でも制度についての監査は本当に助かります。助かりますというか、必要だと考えております。ただ、見学だけの監査ではなくて、ちゃんとこどもと伴走型支援をしているのかというようなことも含めて、監査の内容に加えていただければなど思っています。

最後が広域利用でございます。広域利用がいろいろな各自治体で、特にA町では補助をしていると、隣のC市の市民のこどもには補助はつかないわけですね。となると、それについては上乗せ徴収ができるのかとか、いろいろな面が想定されますので、この広域利用についても、もう少し検討が必要ではないかなと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。王寺構成員から5点の御指摘をいただきました。

それでは、続きまして水嶋構成員、お願いいたします。

○水嶋構成員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育は、地域の中で家庭に近い環境で存在していて、家庭的保育者も家庭的保育補助者も3歳未満のこどもの保育には経験豊富です。対象年齢もこの制度の3歳未満のこどもなので、制度に大いに役立てると思っております。

そこで、試行的事業から見た課題としてですが、少子化による定員割れです。定員5名までとする家庭的保育は、こどもの欠員があるとその影響が大きく、保育補助者は確保していますし、保育のために何かを削ったり減らしたりすることはありません。それなので、運営は厳しくなります。こども誰でも通園制度の認定は受けたが、この制度を実施することがさらに費用面で運営上もっと厳しくなることとなりますので、そこをお願いしたいということ。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

それからもう一つ、課題というよりも質問なのですが、先ほどの伊藤構成員の意見とも関係してきますが、試行的事業で認定申し込みの時期が12月から始まり、手続きをしたのですが、4月になってみると定員割れしてしまいました。余裕活用型なら問題はなかったが、一般型で認定を受けたので、これは自治体独自のようでしたが、欠員が満たされていないので、一般型で申し込んだ場合はこの制度を実施できなかったということがありました。これを聞いたので、こういうことは国制度でもあるのかということを確認したかったので、お願いします。

2点目、資料6の公定価格・利用料の在り方についてですが、事業所の取組に応じて必要な額を利用料として徴収することは分かりますが、こども誰でも通園制度は誰でも利用できるような制度だと思うので、利用者の負担が大きくなることも徴収についてはしっかり整理していただきたいということです。利用する施設によって大きな差が出ることがないように整理していただきたいということです。

それに関してですが、施設の規模からの課題になりますが、家庭的保育は本当に小さな規模です。地域型保育の小規模保育でも小さなところがあります。実費の例として給食代、食費代など書いてありますが、人数の大きな施設では影響は小さいかもしれないのですが、このような小さな規模の保育形態では、給食をしたくても、特にこの物価高騰の昨今では1人分の給食費、食材費が大きく関わってきます。それだけで利用者に負担をかけてしまうと申し訳なく、給食提供に足踏みをしてしまうという方もいました。

以上の2点から、基礎的な補助の検討をお願いしたいと思います。

3点目、資料3の3ページの研修についてですが、1つ目の○、保育士以外の者が本制度に従事するためには、研修の新コースを修了していることを要件とするということについて、制度の対象が6か月から3歳未満であることから、それは要件としてほしいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○秋田座長 水嶋構成員、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして秋谷構成員、お願いいたします。

○秋谷構成員 皆さん、こんにちは。松戸市子ども部保育課長の秋谷でございます。

私からは4点についてお話をさせていただければと思います。

まず1点目でございますが、先ほど高槻市さんからもお話がありましたとおり、本格実施に向けた準備についてでございます。本市におきましては、確認基準等に関する条例の制定を12月議会において実施する準備を進めているところでございます。松戸市内部の話にはなりますが、条例案の提出期限が迫っておりますので、現在準備を進めていただいていることとは存じますが、内閣府令の案をなるべく早い段階で御提示いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に2点目でございますが、利用可能時間についてでございます。今年度9月末現在の松戸市の公立保育所における月の平均利用時間は6.94時間となっており、10時間の中に収

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

まっている状況でございます。また、10時間を超えて利用している方もいない状況でございます。利用可能時間数につきましては、引き続き10時間で問題ないのかなと松戸市では考えているところでございます。

また、併せまして経過措置の適用状況について公表することについても記載がございましたが、こちらについても問題はないのかなと考えているところでございます。

なお、現在稼働しております総合支援システムにおきまして、延べ利用人数については把握できる状況でございますが、実利用人数が把握できないため、平均利用時間数を集計することができない状況でございます。実利用人数を把握できるよう、システムの変更をお願いできればと思います。

次に3点目でございます。その他の検討事項についての満3歳以上のこどもの受皿の確保についてでございます。本市の公立保育所におきましても、きょうだいで利用している方が、年度途中で上の子が3歳になったために利用できなくなるケースがございました。本市におきましては、4月現在、国基準の待機児童はいないものの、年度途中の入所については難しいケースもございます。国からの通知で、教育保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携接続に努めることと通知がございましたが、通常保育につなげることが難しい自治体においては、課題の一つと認識しているところでございます。

最後に4点目でございます。その他の検討事項についての広域利用の在り方についてでございます。乳児等通園支援事業の量の確保が難しい中、来年度からは市町村の区域を越えて施設を利用できる仕組みとなっておりますことから、施設を設置している自治体の住民が適切に利用できなくなることが懸念されております。基礎自治体におきましては、近隣自治体との調整にも限界がありますことから、その枠を超えた範囲においてルールを作成していただき、周知していただけますと幸いです。

私からは以上でございます。

○秋田座長 秋谷構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして森川構成員代理の加藤様、お願いいたします。

○加藤構成員代理 愛知県福祉局子育て支援課、加藤と申します。本日は森川の代理として出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

私からは3点意見を述べさせていただきます。

1点目、資料4の利用可能時間についてです。保育人材の確保が課題となっている現状等を踏まえると、月10時間で開始することもやむを得ないものと考えますが、これまでの意見にもありました10時間では短すぎるのではないかといたった声もありますことから、提供体制等を踏まえ、引き続き令和9年度以降の利用可能時間について検討していくことも必要だと考えております。

2点目は資料6、公定価格・利用料についてです。公定価格については、事業者が円滑に運営できるよう、単価等の設定をお願いいたします。また、利用料については、給付化に伴い、通常の運営に要する費用は公定価格において措置されることと思いますが、具体

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

的にどういった場合に利用料を徴収できるのかお示しいただく必要があると考えております。

3点目は資料7、その他の検討事項についてです。3つの検討事項である広域利用について、市町村には他の市町村の区域に居住する者の利用を認めないとの権限はないと事務連絡において示されたところですが、市町村としては市民をまずは優先したいという声もございますので、市町村が事業者に対して優先予約枠の設定を求めることができる等、運用方法の設定をお願いいたします。

最後をお願いとなりますが、事務連絡におきまして、実施に向けたスケジュール等をお示しいただいているところがございますけれども、その中には例えば運営に関する基準について本年12月議会での制定が必須とされております。ただ、実施施設が少数の市町村ほど、2月議会での制定であってもスケジュール的に対応可能な場合もございますので、条例制定時期については市町村によって柔軟に対応できるようお認めいただくとともに、内閣府令案や各種通知などの情報提供につきましては、余裕のあるスケジュールでお示しいただけるようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○秋田座長 加藤様、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして赤坂構成員、お願いいたします。

○赤坂構成員 全国小規模保育協議会の赤坂です。

私からは3点要望として出させていただいているのですが、事前に提出した資料を投影させていただければと思います。

今回、NPO法人フローレンスとして、全国の保育所、小規模保育所に限らず153施設にアンケートの回答をいただきました。今回、こども家庭庁さんのほうでも実施施設に対して声を拾うということをやっているかと思うのですが、実施していない施設、現時点で非実施施設がなぜ実施していないのかということも要望をつくる上で探りたいと思ってアンケート実施を行いました。

非実施施設に関しましては、全国から129施設に回答いただいたのですが、来年度の実施に消極的と答えた率が6割を超えていました。その理由は一番が保育者への負担を懸念しているということなのですが、もう一つ、利用時間が短くて、この制度の意義が発揮できるとは思えないということも半数近くありました。

詳細については、よろしければ後で資料を御覧いただければと思うのですが、この調査の結果も踏まえて、3つ提言として書かせていただいています。

まず1つ目が、事業者への補助にベースの運営費をぜひ検討いただきたいということを引き続き書いております。特に実施施設に関しても、安定的な運営に関して不安を感じる声は7割以上ございましたし、今実施していない施設においても、やはり保育者の負担ということで7割以上の声が上がっていますので、金額的などころの検討も引き続き必要だと考えております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

2つ目が利用可能時間の拡充についてです。こちらについては、令和8年度からが難しくれば、その翌年、9年度からということもあり得るかと思えますけれども、やはり利用時間の短さでかえって保育者に負担がかかるというところも大きくあると思えますし、やはり制度の目的、意義を十分に発揮するためにも、こども一人当たりの利用時間の拡充の検討は引き続き必要だと考えております。

3点目なのですが、実施施設の拡充について書かせていただいております。もちろん立てつけ上は現在試行的事業の実施が行われている主に保育所、プラス児童福祉法で定められている地域の子育て支援拠点であったり、児童発達支援センターとかも実施できるとはなっていますが、実質小規模保育所でさえ自治体によっては今の時点で対象外とされているケースもありますし、あと、企業主導型保育施設においても、実際は実施しようと思うとすぐいろいろな制度の壁があるというように、実施したくてもできないというのが現状というところがありますので、ぜひこちらはルールの体制整備などを進めていただきたいということで書かせていただいております。

以上になります。

○秋田座長 赤坂構成員、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして尾木構成員、お願いいたします。

○尾木構成員 ありがとうございます。子どもの領域研究所の尾木です。

3点申し上げたいと思います。

まず資料3、研修に関してです。3ページに保育士以外の者が本制度に従事するためには新コースを修了していることを要件とする案がありますが、このことには難しさを感じています。まず、こども誰でも通園制度は新コース修了を必須とするなら、現在この子育て支援員研修を実施している都道府県等では地域保育コースをどのように実施しているかを確認していただく必要がありますし、これを必須要件にするなら、こども誰でも通園コースを年間幾つもつくる必要があるように思います。ですので、現在は一時預かりコースでも地域型保育コースでもどちらでもいいとなっているものを、こども誰でも通園制度のみ当該コースの修了を求めるということは、全国での実施状況なども確認の上、慎重に検討することが必要だと思っています。

それから、子育て支援員研修を受講される方の中には、この先どのような事業に従事するかまだ決まっていない方も結構いらっしゃいます。保育所等で勤務する可能性があってクラスに配置されるのか、一時預かりなのか、こども誰でも通園制度なのか決まっていないと思いますので、研修受講というのはもちろん必要なことだと思っておりますが、このコースだけを必修としてしまうと、広く保育分野での人材確保につながらない可能性があり、そのことを危惧します。

また、研修に関しては、保育士資格の有無や保育経験にかかわらず、新しい制度であるこども誰でも通園制度に従事する場合は、制度理解やこどもや保護者と接する際の留意事項を学んでいただく必要があると思います。そのためにどういう準備が必要かを検討する

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ことがこれから必要になるかと思えます。

次に資料5、運営基準の初回面談のことについています。私もこの初回面談というのはすごく大事なことと思っていますので、基準に位置づけられることはいいと思っていますが、気になるのは3ページの上から2行目にオンライン面談も可能と太字で書かれているところです。これがなぜ気になるかというと、例えば一時預かりなどでも事前面談を嫌い、必要なときにいつでもすぐに預かってほしいと考えている保護者もたくさんいるからです。やはり初回面談は保護者との面談のみならず、まず保護者にとってはどんな場所でどんな保育者がどんなふうにかとこどもと接してくれるのかを実際に見る機会にもなっているし、安心して利用することにつながっていると思います。また、受入れ側の保育者としては、こどもの様子を見て、どういうこどもなのかを知る第一歩にもなっているわけです。その面談時の情報というのが実際の受入れ時にとっても役立つものですから、オンライン面談を積極的に推奨するのではなくて、基本は対面で面談する。しかし、里帰り出産のような実際に会うことが難しい場合はオンライン面談も可能とするような、どうしても必要なときは仕方ないというような表現にさせていただかないと、誤った受け取り方が広がるのではないかとこのことを心配しています。

最後に公定価格についてですが、これまでも、あるいは本日も事業者の皆さんや自治体からもいつも意見が出ているところで、私は特に発言を控えてきましたけれども、本格実施になるところで少しは変わるのではないかと期待していたところ、あまり変わらないということがびっくりしたところでもあります。予算に限りがあることは承知していますが、これでは運営できないという事業者の方々の意見に耳を傾け、何らかの対応をしていただくことを期待しています。

以上になります。

○秋田座長 尾木構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして菊地構成員、お願いいたします。

○菊地構成員 菊地です。よろしくをお願いいたします。

私から3点お伝えいたします。

意見書は事前に提出しているのですけれども、口頭でお伝えできればと思っています。

まず1つ目が設定時間です。設定時間が今特に縛りがないということなのですけれども、すごく長時間帯運営している施設もあれば、短時間の実施というところもあって、例えば基礎自治体単位で9時から11時までしか運営しませんよというような施設もお見かけするところではあります。特に短時間だから駄目だというわけではないのですけれども、きちんと目的をお伝えしていかなければいけないのかなというところと、今のデータですね。設定時間帯が今自治体単位でどういう時間内に設定している施設があるのか、私もデータとして知りたいなと思っております。

2つ目が研修についてです。こちらについても私の意見書のほうでは研修修了要件を厳格化するということの難しさももしかしたらあるかもしれませんが、やはり自治体の確認

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ですね。給付の要件の確認等の事務を考えると、しっかりと何らかの基準を設けたほうがよいと思います。

あと、昨日、尾木構成員と、松戸の実際の誰通を運営している施設にお伺いしました。秋谷構成員、どうもありがとうございました。そこは本当にすばらしい施設で理想的な形であったのですが、やはり先生方がベテランであること、しっかりとマニュアルが整っているということで本当に安心感のある運営だなと思ったのですが、それを全国規模で展開していくには、やはり改めて研修実施というものの重要性を感じたところではあります。

最後に、その他の部分で、これは民間事業者の方たちから声として上がってくるのですが、重要事項説明であったり、同意書にどこまで書けばいいのかということ悩んでらっしゃったり、初回面談のマニュアルというものがもう少し欲しいなという声がありました。昨日の松戸市さんに関して非常に完璧なマニュアルをそろえていらっしゃって、こういうものを国レベルでお示しいただくと皆さんすごく安心できるのかなと思いますし、いろいろな自治体レベルで様々なものを作られていると思いますので、そういったものをブラッシュアップしながら国基準のものが示せるようになってくるとよりよいのかなと思っております。

最後に、安全配慮というところを書かせていただきました。こちらに関しては、令和7年度からカスハラが法制化されています。これまでも保育所において、保護者対応の中で保育者の方たちがすごくメンタル的に追い詰められてしまうというシーンが社労士としての私の下にも非常に多く寄せられる御相談ではあります。本当に信頼関係を築ければ問題はないかもしれませんが、現実問題を見てみるとやはりある。そこで、保育の利用契約書であったり重要事項説明の中に、事業者として安全配慮義務というものを負っている中で、どこまで保育者を守り切ることができるのかということなのですが、この保育の給付の仕組みを考えると、応諾義務であったり、なかなかお断りすることが難しいという現実もあると思います。ただ、この誰通はいろいろな方を受け入れていく中で、本当にできる限り尽くしながら、いろいろな方を受け入れていきたいという思いもあるのですが、一方で、最終的に保育者の安全というものを守るという意味では、契約だったり同意書という書面というものは非常に重要なものになってくるかと思っております。そこを皆さんすごく迷いながら、どこまで書いていいのかということ悩まれているかと思っておりますので、そういったものにも言及していただくとありがたいかなと思っております。

私からは以上です。

○秋田座長 菊地構成員、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

意見書も出させていただいております。

まず1点目は、皆様からも御意見がありました利用時間についてです。私どもも今、月

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

10時間の上限で2.5時間掛ける4回という形で実施させていただいておりますが、最初の1か月は慣れることに時間がかかったりもいたしますけれども、おおむね次の月にはしっくりとなじんでお子さんたちが過ごしているということもあり、スタートするに当たっては10時間からスタートし、将来的に延ばしていく方向で検討いただければいいかなと思っております。しかしながら、10時間で実施してきた施設とそれ以上で実施してきた施設など、ヒアリングなど調査も行いながら検証していく必要もあるかなとも思い、将来的に向けて拡充していく方向で検討いただければと思っております。

2点目です。初回面談についてです。皆さんから何度もこれはしっかりやったほうがいいと。本当にそのとおりだと思います。これは預ける側にとっても、それから、事業者側にとっても、お互いに確認し合うという意味で非常に重要で、丁寧に行う必要があると思っております。義務づけを行うとともに、公定価格の対象にさせていただきたいと思っております。

先ほど尾木構成員からも御意見がありました。私もオンラインが入っているのは、きっと遠隔で広域で里帰りなどの利用に対してのことだろうと理解しておりましたが、やはりその辺りも丁寧に書かないと、誰でもオンラインとなる可能性はあるかなというのは私も危惧いたします。

3点目です。公定価格・利用料についてです。この事業を全国の事業者の皆さんに安定的に運営していただくためには、やはりこの金額ではなかなか心細いと思っております。横浜市もこの部分で言えば毎月定額の基礎加算をさせていただいているわけですが、これがないとなかなか厳しいと思っておりますので、皆さん各自自治体の努力ではなかなか厳しさがあると思っておりますので、御検討いただければと思っております。

4点目ですけれども、利用者が選択できるよう伴走支援をと書かせていただきました。私たちの市町ではこうなっている、同じ市内でも金額が違う、隣の市町では利用料が減免されているというふうにかなり多様なケースが出てくるのが想定されます。利用者がそれを選択できるように、総合システムの中で確認ができるですとか、ここdeサーチの中に載っているですとか、そういったことの活用ですとか、さらにやはり相談ということできっちり面と向かって相談支援をする部分ですね。利用者支援の基本形や、いわゆる保育コンシェルジュと言われるような特定型、こういったところのサポートも必要ではないかなと思っております。

最後に、先ほど王寺構成員からキャッシュレス決済の話がありました。保育等を実施している事業者に対して、キャッシュレス決済機器導入費用補助金というのが考えられていると思うのですが、これは保育だけではなくて、例えばこども誰でも通園を導入している事業者は申請できるものなのかどうかというものを聞きたいのと、手数料は事業者負担になってしまうのか。やはり今、利用者にとってはこのキャッシュレス決済というのは非常に便利なのです。私たちは取りっぱぐれないと言うと表現が悪いのですが、確実に支払いいただくという面でもこういった決済を進めていくという方向はある

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

と思うので、その辺りのことも質問させていただければと思います。

以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○秋田座長 奥山構成員、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして原田構成員、お願いいたします。

○原田構成員 石川県七尾市の原田でございます。

当市の今年度9月末時点の実施状況、また、実施園からいただいた意見に基づいて、長期的に検討していただきたい点をお話ししたいと思います。

資料を御覧ください。

9月末時点で私立が前年度から1園増えまして、公立1、私立16の17園の認定こども園が全て余裕活用型で実施しております。定員数は47人、登録者は13人で、利用者は9人となっております。前年と比べ、利用者数や利用回数がやや少ない状況であります。

現在、利用者9人を受け入れている6園中、総合支援システムを利用している園は2園しかなく、残り4園は昨年同様に10枚つづりの紙チケットで対応しているところです。システムに慣れれば、メールで案内が来るなど便利な点もあるのですが、小規模の施設では事業所登録まで手が回らないのが実態であるということです。来年度全国展開する際にはそのような部分の支援も必要ではないかなと思われま。

次に実施園からアンケートでいただいた意見を基にして、今後長期的に検討していただきたい点についてお話しいたします。3点ございます。

1点目は資料4番の利用可能時間についてであります。月利用上限については地域の実情に合わせていただきたいというようなものであります。経過措置で3時間から10時間にできるというようなことが今回資料にはなっております。待機児童や保育士の確保の状況など、地域の実情に合わせて10時間の上限を上げていくというようなことも引き続き検討していただきたいと思われま。

2点目です。こちらは資料6の公定価格についてであります。特に一般型を導入した場合の基礎的な公定価格の導入につきましてです。当市は全ての施設が余裕活用型を導入しているところです。それは人員配置が難しいというようなところもございませが、受け入れたこどもの単価だけでは経営的に厳しいということも当然あると思われま。余裕活用型は年度末になれば定員も埋まり、受入れできる数も減り、また、職員の負担も増えてきます。現場が一般型を導入しやすくなるように、一般型の基礎的な公定価格を取り入れていただき、受入れ単価と合わせていただければ、質の向上にもつながるのではないかと思われま。

最後3点目です。この総合支援システムを一時預かりなどにも活用していただきたいというようなことであります。誰通の10時間を超えて一時預かりなどを利用する場合には、一括してそのシステムで管理できるようになれば、事業者や保護者の負担が軽減され、効率的になると思われまので、長期的に検討していただければと思われま。

私からは以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

○秋田座長 原田構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして清原構成員、お願いいたします。

○清原構成員 ありがとうございます。杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長の清原です。

この間、保育政策課におかれましては、自治体や事業者の皆様との対話を重ねてきていただいています。例えば資料2の8ページに紹介されていますように、5月23日の情報交換会では1,015の自治体から1,871名の参加があり、7月25日には811の自治体から1,748名の参加の中で意見交換が行われました。このようなプロセスを通じて、この本格化の検討会での意見も反映して、「こどもまんなか」の視点から、こども誰でも通園制度の本格化に向けた取組が着実に自治体の皆様、そして、事業者の皆様との連携の中で進むことを願って、5点発言させていただきます。

1点目は、「資料3、こども誰でも通園制度の研修について」です。2ページの経過措置について示されている「従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解できるよう、①保育士資格を有しないものを対象とする新たな子育て支援員研修コースと②施設長・管理者、保育士を対象とする研修資材の開発」については、人材は極めて重要ですので、このとおりぜひ進めてください。

また、3ページの「保育士以外の者が本制度に従事するための要件についての経過措置」はいずれも現実的であり、適切と考えます。すなわち、「経過措置の対象者については新コースの受講は必須でないものの、本制度の意義や目的の理解を深めて従事することが望ましいことから、令和8年度中に施設長・管理者や保育士向け研修動画を主張することを要件として求めることとしてはどうか」とされています。

動画教材は理解を深める効果がございますが、その上で提案があります。研修にかかる時間的・物理的障壁の克服にも有意義ですけれども、一般に講師との対面による相互性に比べて集中度や理解度に懸念がないわけではありません。そこで、研修のマニュアルにおいて、集団視聴であっても、個人視聴であっても、「その内容に関する理解を自己確認するためのチェックリスト」を加えるなど、可能な限り研修効果の充実を図る方向での取組を検討してはいかがでしょうか。例えば資料2で「自治体の準備業務のチェックリスト」を作っていただいているので、チェックリストはお得意ではないかと思しますので、ぜひお願いいたします。特に『こども誰でも通園制度の実施に関する手引き』には「管理者の責務」、「研修」、「職員のメンタルヘルス」の項目も書かれています。研修での人材育成も重要ですが、新しい制度に対応する上で、職員の皆様のメンタルヘルスへの配慮についても示唆をお願いできればと思います。

2点目、「資料4、令和8年度以降の利用可能時間について」申し上げます。4ページの試行的事業における状況を踏まえて、3ページには「令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間から10時間未満の範囲内で設定すること」を提案しています。もちろん私は自治体の中には10時間を超える利用者のニーズがあることに対して受け止めていらっしゃる、そういう事例のことも承知しています。しかし

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

ながら、誰でも通園制度に対する期待が大きいと受け止めつつも、こども誰でも通園制度の趣旨である「全てのこどもに保育・幼児教育を」という理念の実現と、来年度以降は制度が本格的に開始される時点で、自治体や事業者の皆様の御準備もあることを配慮して、まずは「3時間から10時間」と設定して、各自治体において可能な限り多数のこどもたちに利用していただく方向で進めていただくことが望ましいと考えます。

3点目、「資料5、運営基準等について」の2ページ、「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた法令改正に関する対応の方向性について」申し上げます。私は本制度のこどもの視点での充実を図るためには、主要論点②の「初回面談」が大変重要と考えています。既に多くの構成員の方が指摘されているとおりで。これまで『こども誰でも通園制度の実施に関する手引き』等において、初回面談は実施を求められています。その重要性を指摘することも多いので、内閣府令に規定することに賛成いたします。

そこで、提案があります。「初回面談」の実施を適切に行っていただくために、「資料6の公定価格・利用料について」の4ページの「対応の方向性について」との関係です。すなわち、「公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価プラス加算という形で実施してはどうか」とあります。この「加算」について今日はまだ明らかになっていないのですが、私は少なくとも「初回面談」についてはぜひ入れていただくことが望ましいのではないかなと思います。これについては、既に複数の構成員の方が問題提起をされています。御検討をよろしくお願いします。

次に4点目、「資料7、その他の検討事項について」申し上げます。1ページ1番目の項目、「こども誰でも通園制度は満3歳以上のこどもを対象としていない中、受皿（特に幼稚園等の満3歳児受入れ）確保が課題となっている点」について注目します。去る9月16日付の『こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡』において、「幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスがない地域においては、その設置を働きかけることなどにより、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること」と自治体宛てに依頼がなされました。この趣旨は、こどもの視点に立って、日本では4月が新年度とされる中、年度途中で3歳になるこどもに対する対応を課題として位置づけている点が重要です。特に幼稚園に関する制度的な課題はあると認識していますし、事業者の方に実現をしていただくためにはもう少し詳細な検討が必要とも考えますが、ぜひとも継続的かつ前向きな検討をお願いいたします。文部科学省幼児教育課の皆様もよろしくをお願いいたします。

最後に5点目です。1ページ3番目の項目の「広域利用の在り方」についてです。これも9月16日付で『こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡』において、「こども誰でも通園制度は市町村の区域を越えて施設を利用できる仕組みとなっている」と。ですから、「広域的な利用も考慮する必要がある」と書かれていますが、「単独の市町村では十分な提供体制を整えることが難しい場合は、近隣の市町村と連携して事業所を確保し、支援を提供することが可能である。ただし、その際には事前に協議を行って、確保方策に記載するこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

とが求められる。」さらに、「実施市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して優先予約枠の設定を求めることも考えられる」とありますが、市長経験者として申し上げますが、もちろん広域的な連携はこどもをまんやかに置いたときに極めて必要です。けれども、やはり市民の皆様、住民の皆様、議会の皆様の御理解をいただくためには、第一義的に「優先予約枠の設定」というのは現実的に必要と考えます。自治体の皆様と事業者の皆様との対話に基づいて、「こどもまんやか」の視点で前向きに御検討いただければと思います。

いずれにしても、これらの制度については自治体や事業者の皆様には徐々にPRが行き届いてきていますが、先ほど栗原保育政策課長がより幅広い利用者、そして、住民の皆様にPRを心がけたいとおっしゃってくださいました。ぜひこの検討会の皆様も発信者として一緒にこども誰でも通園制度をPRしていきましょう。よろしく申し上げます。

以上です。

○秋田座長 清原構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして倉石構成員、お願いいたします。

○倉石構成員 倉石です。よろしくをお願いいたします。できるだけ簡潔にお話しできるようにします。

私は意見書も出させていただいておりますが、もう一点、簡潔に意見か質問になるのですが、都道府県の役割についてです。資料2で準備状況について説明いただいております、その中にチェックリスト等丁寧な作業をいただいているというところに私も非常に共感し、敬服しているところなのですが、これは全国の自治体のチェックを国のほうが一括してされるということになるのかなと認識しておりますけれども、非常に作業量も大変ですし、これまでの準備状況のところでは、都道府県主体で説明会等は開いておられて、こども家庭庁さんもそこに出席されているということですので、この準備事務フローの中に都道府県の役割を、もう少しチェックリストの確認等のところに入れることができないかなと思っています。これは意見書以外のことでした。

2つ目は、意見書に書かせていただきました初回面談とその後の保護者面談についてです。初回面談は幾つかの構成員の方がおっしゃられて、内閣府令に規定するということを目指しておられるわけなので、これは公定価格に含めるべきではないかということと、それから、試行的事業されている園のお話をお聞きすると、2番目の保護者面談についても、やはり保護者の方とのこどもさんに対する意見交換というのは非常に重要であるということをおっしゃられていて、保育が終わってから保護者との対話をしている間に、次のまた保育をしなければいけないというところで、非常に業務に支障を来しているということを聞いています。保護者面談については、実施要綱の中でも事業内容や留意事項のところでも非常に重要であると位置づけられていますし、手引きの中でも41ページ、42ページあたりで約1ページにわたって保護者面談の必要性について書かれています。この誰でも通園制度は通常保育とは異なって、保護者の方と一緒にこどもの育ちを支えていくということが

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

大事になりますので、保護者面談について、意見書のほうには保育料とか利用料とかいろいろ書き方をしてしまっていて大変申し訳なかったのですが、公定価格の中に含めていただけるように今後ぜひ検討いただければと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○秋田座長 倉石構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして小野構成員、よろしくお願いいたします。

○小野構成員 皆様、こんにちは。福岡市役所こども未来局事業調整課の小野でございます。

私からは、利用時間について、公定価格について、広域利用について、以上3点について意見を述べたいと思います。

まず、利用時間についてですが、福岡市政は独自で月最大40時間でこれまで事業を展開し、こどもの健やかな成育や保育士の負担軽減という観点から効果があるということはこの会議でも述べてきました。そのため、来年度も月10時間という方針は正直残念ではございますが、提供体制が確保できないということではなくて、この事業の意義、目的に対して利用時間は十分なのかどうかという観点から、今後も事業の効果を検証しながら利用時間の拡大について検討いただきたいと考えております。

次に公定価格についてですが、この事業は事前面談などの準備、またはキャンセルが多いといった課題もあり、各事業所から十分な補助額をこれまでも求められていることから、今後、単価、加算の詳細を予算編成の中で決定するに当たりましては、十分な価格設定をお願いしたいと思います。

最後に広域利用についてですが、行政の仕組みにおいて、広域利用という仕組みは前例も少ないことも踏まえまして、今後、各市町村が円滑に調整できるよう、今後も支援をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○秋田座長 小野構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして竹原構成員、よろしくお願いいたします。

○竹原構成員 こんにちは。国立成育医療研究センターの竹原です。

私から3点コメントがあります。

こども家庭庁のホームページにEBPM関係の資料として、誰でも通園制度のEBPM指標が設定されていて公開されています。その中では、短期中期アウトカムとして設定されている実施自治体数、そういった指標に関しては順調に目標に近い形で達成できそうで、すばらしいところだなと思っております。

一方で、長期アウトカムとしては、地域で一人一人のこどもの育ちと子育てが応援・支援されていると思う人の割合の増加という指標が設定されています。長期アウトカムなので、すぐに達成されなければいけないというものではないと思いますが、この指標の改善には、本事業の利用者、実際に利用していただいて良い事業だったと思っていただくと同

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

時に、より多くの3歳未満の子育て世帯に本事業を知っていただくということが非常に重要だと考えられます。そのためにも、幅広く継続的な広報戦略というのが重要になってくるのではないかと考えています。

2点目です。本事業を通じて支援を必要とする家庭の把握状況に関する調査ですとか、そうした家庭に対して各保育施設が行政の母子保健や児童福祉の担当部署と共有する事例の収集とか、その周知ということを実施してはいかがでしょうか。既に手引きですとか、昨年度の事業によって実施された事例集によってある程度のことは示されているのですが、より具体的な内容ですとか、その中でそうした支援を必要とする家庭にどの程度職員の業務量が発生するののかといったことを検討して、そうした機能がより円滑に、そして、現場に無理のない形で多く実施されるということは非常に重要だと考えます。

3点目です。SIDSに関しては、社会的な関心が非常に高まっていると考えております。各保育施設では既に十分にそういった点に注意を払って対応されているとは考えておりますけれども、睡眠中の事故に関しては登園初日に最も多くなるということが知られていません。保育管理者等への研修内容にそういった点も踏まえていただければと思います。

以上になります。

○秋田座長 竹原構成員、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして阿部構成員、お願いいたします。

○阿部構成員 お世話になります。愛媛県でございます。

私のほうからは2点の報告と2点の要望がございます。

1点目ですけれども、私ども、9月から国のほうで制度開始に向けて自治体の進捗状況を毎月調査いただくということで御報告をいただいておりますけれども、本県でもそれに先駆けまして県内の準備状況を独自調査しておりましたので、準備状況を報告いたします。

まず、本県は20の市町がございますが、認可条例は20市町全てで12月議会に上程予定、また、確認条例は19市町で12月議会上程予定、1市町が3月議会上程予定となっております。県の所見といたしましては、広報事務作業を含めまして、事業のスタートに向けておおむね順調に推移していると受け止めております。

本調査に併せまして、市町に御要望等も取りましたところ、システム設計に関することと実務に直結した要望事項も多いのですが、やはり構成員の皆さんが御要望されていることと同じで、内閣府令の案と給付費の見込み額の提示を早急に行っていただきたいということでございます。

議会、また、私どもの予算編成スケジュールは、自治体において一担当課の差配できるものではございません。市町村は制度を円滑に導入できるよう、様々な工夫を凝らして準備を行っておりますので、早期の情報提供、また、情報提供可能時期の情報提供と御配慮いただきたいと考えます。

また、2点目の報告です。現在のところ、広域利用に関しまして、管内市町から特に具体的なお問合せはいただいております。推察するに、来年度から全市町における給付が

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

始まるということではないかなと感じております。ただ、私どもで考えておりますのが、今後、上限10時間の利用時間が市町によって異なる場合の対応、自治体間で地域差を起因とする現場の混乱が懸念されますので、本検討会での議論を通じて考え方が整理されますことを期待しております。

次に、子育て支援員研修について、実施主体である県の立場からお伝えをさせていただきたいと思っております。これは要望でございます。

尾木構成員からも御発言いただきましたとおり、まず現状としての報告ですが、本件は保育士養成校に委託をして子育て支援員研修を実施しております。今年度は9月13日の基本研修からスタート、10月5日まで週末を利用して様々なコースの講義を行いました後、地域保育コースの見学実習を予定しております。委託先が大学となりますので、日程につきまして、学生の実習、カリキュラム、試験、また、オープンキャンパス等学生募集のスケジュール等との調整が必須となっております。そのため、資料3の3スライドで御提示いただいている時期ですけれども、まず夏の時期は少し難しいのかなという感じで受け止めさせていただいております。

また、コースの創設という点につきましても、一時預かりと同程度の研修内容が新たに追加されるということになりますと、7年度末の資材の御提供で果たして間に合うのか、日程の確保が可能なのかという点につきまして、正直にお伝えさせていただきまして、不安な要素が多々感じられたという印象でございます。

そういった点を考慮いたしまして、令和8年度について設けられる予定の経過措置につきまして、複数年度、例えば10年度までの3年間など確保いただく等の御配慮をお願いできればと考えております。

最後の要望でございます。本制度の推進に当たりましては、国、都道府県、市町村それぞれが役割分担した上で業務を進める必要があると考えております。国から自治体のほうへの一方通行の情報提供ではなく、自治体からの問合せにも速やかに御対応いただきたい。勝手なお願いではございますけれども、システム部門、給付部門など部門ごとのヘルプデスクの開設など、円滑な導入、また、実施に向けまして、きめ細かな支援、御配慮をお願いできればと思っております。

また、こどもを受け入れる施設におきましては、通常の保育・教育を行いながら事業を行うこととなります。そのため、研修受講一つをとりましても、代替職員の確保や休日の超過勤務命令等を行うこととなります。施設におけます時間外手当や代替職員の配置に係る経費など、加算等によりまして一定の配慮を行うなど、事業者の負担を少しでも軽減いただくような事業者目線の制度設計となることもお願いできればと思っております。

私からは以上でございます。

○秋田座長 阿部構成員、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして北川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 ありがとうございます。社会福祉法人麦の子会の北川です。本日は遅れて

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

申し訳ありませんでした。

私からは4点です。

利用時間に関しては、10時間についてはおおむねよろしいかと思えます。もし拡充するのであれば、やはり赤ちゃんのアタッチメントの広がり、安心感などを慎重に対応する必要がありますし、親子通園なども、義務ではないですけれども大切にしながら、赤ちゃん中心に時間を広げていく必要があると思えます。また、発達や利用期間などを十分に検証しながら、拡充ということも考えていく必要があるのではないかと思えます。

それから、2つ目、初回面談については、皆さんおっしゃっていましたが、オンラインだとなかなかお母さんとかお父さんとかお子さんの雰囲気を感じられないので、尾木構成員もおっしゃっていましたが、なるべく対面でしていただくのが大切だと思います。どうしても場合は致し方ないということも考慮しながらです。

あと、ほかの構成員もおっしゃっていましたが、子育てにとっても不安な時期ですので、保護者対応に対してもやはり何らかの加算が必要だと思います。障害児の場合だと、一回の面接に加算がついております。

それから、公定価格に関してです。私どもは本当にこの制度がよい制度なので、ボランティアというわけではないのですが、とても大切な制度ということで進めてまいりましたが、やはり札幌の市内ではこの公定価格の問題があって実施しないという園もあると聞いております。やはりこどもの命を預かる大切な役割ですので、今後、ここに関しても充実していく必要があると思えます。

最後、実施施設に関してです。先ほども意見がございましたけれども、障害児関係は制度が違って一般こども施策と違った成り立ちがありまして、このような機会というのはとても少ないし、やはり障害児施設も地域の子育て支援を担うというところでは、障害児施設にとっても大切な役割だし、また、通ってくる親御さんにとっても、お母さんなどいろいろなこどもがいるんだということが理解できる機会にもなって、そういうことは、子育てにとってもお母さんたちにとっても必要な視点ではないかと思えます。共生社会やインクルーシブという観点でも、実施施設を拡充していくということをぜひ市町村のほうにお願いしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○秋田座長 北川構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして内野構成員、よろしくお願いいたします。

○内野構成員 全日本私立幼稚園連合会の内野でございます。

資料3の研修について1つ質問なのですが、ここでは保育士の資格を持っている方とそれ以外ということではお分けいただいているのですが、私どもの団体、保育士、幼稚園教諭両方の免許をもらっている方というのはおおむね4分の3ぐらいいるのではないかというのが、多分平成27年の新制度の発足のときに4分の1ぐらいは片方しか持っていないのではないかと、保育園さんも幼稚園も持っていないのではないかと、幼保

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

連携型認定こども園の保育教諭に関しては、当面の間、片方の免許を持っていればいいということだったと思いますが、その間、両方の免許の保有を促進するために3年特例、幼稚園で3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方については8単位でいいよと。8単位を取得して試験を受けて保育士になれるよと。また、幼保連携型認定こども園にお勤めの方は、2年間かつ2,880時間以上の実務経験があれば、6単位の取得で保育士試験を受けられるよという特例があったかと思います。

事程左様に幼稚園教諭免許と保育士資格というのは、養成校さんで受講する場合に重なる部分が非常に多いと認識していますので、ぜひこの研修に当たりましても、幼教保有者については、重なると思われるところの整理をいただきまして、ぜひ幼稚園からもこの制度に参入、手を挙げられる園さんが多くなることを期待して、特例に加えていただければというお願いでございます。

以上です。

○秋田座長 内野構成員、ありがとうございました。

それでは、構成員皆様に御発言をいただきましたので、ただいままでの御質問や御意見について事務局のほうから回答をお願いいたします。

○栗原課長 本日も多岐にわたる、また、深いたくさんの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は具体的な御質問も結構いただいていますので、まずはそちらのほうからお答えして、あとはそれぞれの事項についていただいたコメントを総括的に少しお答えさせていただきたいと思います。

まず、万井構成員からいただきました、量の見込みと確保方策につきまして、教育・保育提供区域ごとにとというのがルールになっている中で、恐らく御質問は保育の世界でやっている区域と同じような区域で定めていかななくてはいけないかということかと認識しました。この点につきましては、私どもの示した基本指針の中でこども誰でも通園制度と保育の世界は区域を一致させる必要はないとさせていただいております。区域ごとに定める大枠のルールは変わらないのですけれども、ここは異なる区域で設定することを可能としておりますので、踏まえて対応いただければと思っております。

それから、利用料に関して、これは愛知県に加藤様からも少しお話しいただきまして、今日の資料の中にもつけさせていただいております。資料6の最後のスライドに実は条文を入れさせていただいておりますが、こども誰でも通園制度の給付、これは乳児等支援給付費の支給に関してですけれども、条文でいうと子ども・子育て支援法第30条の20というところの条文構造で、要はかかる経費について給付をしっかりとお支払いすると。利用料を差し引いて、残った分を給付するというのではなくて、給付分を支払うということ、その上で、今回こども誰でも通園制度で利用料という形で別で取る形にしたいということで御提案をさせていただいているところでございます。

恐らく万井構成員の御質問は、条例で各自治体で利用料を定めるべきかという御質問だ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

と認識していますが、この点については不要ということになります。ただ一方で、公立が例えば利用料を徴収する場合には、恐らくほぼ全ての自治体で何らかの条例を定めるといった歳入関係の規定もあると思いますので、そういう点はありますけれども、大枠の制度として、全ての自治体で誰でも通園制度の利用料について法律に基づいて条例で定めなくてはならない部分というのはないということになります。

続けての話としては、この部分の利用料につきましてどういうふうにとっていくかという話については、先ほど申し上げたとおり、しっかり我々のほうで通知でお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、ほかのお話にもあったのですが、同じく万井構成員から条例が間に合わないというお話もいただきましたが、本日のこの会議の後にすぐに内閣府令案を各自治体にお示しさせていただきたいと思っております。府令が公布されないと対応できないとおっしゃる自治体さんもおられるとも認識しているのですが、この案をもってぜひ自治体内での手続を進めていただければと考えております。

一方で、12月議会に上程しなくてはならないのかと。その後でも間に合うという認識だと。議会上程のタイミングというのは、我々は12月議会でぎりぎりいろいろな手続は間に合うとは認識していますが、その後の上程になって、ただ、トータルとして令和8年4月からの開始に間に合うということであれば、この点については各自治体さんでの判断と思っておりますので、そこを縛るものではないということをお示しさせていただきます。

それから、伊藤構成員から、余裕活用型と一般型で、恐らく余裕活用型ですと保育の定員に関わってできるできないが変わってくるので、途中から一般型に切り替えて、そういうことになると、結局、年度で途中から切り替わって、毎年そんな感じでやるみたいなイメージかもしれないと思ったのですが、これについては我々のほうもどういうことができるか。今のところは事業所の認可の関係はどちらかで認可するようなイメージでフローを組んでますけれども、今お話しいただいたことにどういうふうに対応できるかというのは考えていきたいと思っております。

それから、王寺構成員からいただきましたけれども、定款の変更は要るのか要らないのかの話は以前からもいただいておりますけれども、我々が今示しているQ&Aの中でも定款のほうは変更していただきたいということでお願いさせていただいておりますので、手続をよろしくお願いいたします。

それから、水嶋構成員から、今の自治体の実施の中で定員が満たされないと今年度はできないですよということをいただいた話ですが、来年度の仕組みで申しますと、これは国の制度ということになりまして、認可の基準を満たす事業所については基本的には認可していくということになりますので、その中に利用があるかないかというのを大前提にするということはない。定員というのはもちろん定めることはあるのですが、利用があるかないかというところで何か判断するようなところを最初のところに入れてい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

るものではございませんので、定員の設定はもちろん必要なのですけれども、そういう仕組みになるということでございます。

それから、奥山構成員から、キャッシュレス決済の機器の補助の話がございました。これは予算事業でこども誰でも通園制度も対象とさせていただいておりますので、ただ、過去に例えば保育の世界で利用した同じ事業所さんが今回誰通もやるのでまた改めてというのはなしにしているのですけれども、少し制約をつけていますけれども、こども誰でも通園制度の事業もICTの現場実装というのを進めたいということで予算事業を用意させていただいているところでございます。

具体的な御質問についてのお答えは以上とさせていただきますと、あと、それぞれの事項についていただいた部分について、お答えさせていただければと思います。

まず、実施状況と準備状況の関係で、倉石構成員からチェックリストは良い取組だと。ただ、ここに都道府県がしっかりと絡むような話をといただきました。説明不足ではございましたが、今回、現場から毎月実施状況を確認するという取組を都道府県経由でさせていただいております。この点、単に間に入って取りまとめるというよりは、都道府県で各自治体がどうなっているかというのを、まさに愛媛県さんがやっていたようなフォローをしていただくということも想定しております、実際にそれでもし遅れているところがあれば、そこをどうするかというのも都道府県さんと一緒に取り組ませていただければと思っております。

それから、愛媛県の阿部構成員から府令を早くというのは、先ほど申し上げたとおり、すぐ案をお送りさせていただきますけれども、給付額とかもろもろ、要は各自治体の取組に関わる部分というのはなるだけ早くというところは、我々もある程度決まらないとお伝えできない部分はありますけれども、内々という形も含めてできるだけ早く情報をお伝えできるようにしていきたいと思っております。

それから、研修については、取組と経過措置の関係というのは大枠のイメージというのは認識を共有させていただいたと思っておりますが、一つは実際にそれを現場で履歴管理みたいなものをするのをどうするのかと。これは自治体さんのほうもそうですし、現場でそれを確認するという話もあるかと思っておりますので、この辺りは我々もこれからまたさらに考えていきたいと思っております。

もう一つ、今度は研修の実施のほうの観点から、果たして今の想定とおりにいくのかというところもいただきました。これは尾木構成員からもいただいたとおり、そもそも子育て支援員研修自体の在り方も今様々だと思いますので、そういう実態というのは把握させていただきながら、さっき少しお話がありましたけれども、経過措置の期間とかそういうのも含めて、これは検討する必要があるなと思った次第でございます。

それから、清原構成員からいただきました、自己チェックリストとか研修をしっかりとその動画を見るだけではなくて、その質を高めるようなところというのも大事な御指摘かなと思ったので、検討を進めさせていただければと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

それから、利用可能時間につきましても、今回も様々御意見をいただきました。特に重要だと思いましたが、最初は10時間としても、今後拡大していくということを考えたほうがいいのではないかという御意見をたくさんいただいたと認識しておりますし、その際には、両面ですけれども、その効果ですよね。何時間であるべきかというところまでかは別としても、10時間でどうかという辺りのしっかりとした確認というのをしていくべきだという御指摘をいただいたと認識しておりますし、ここはしっかりとやっていくべきだと。やり方も含めて今後しっかりと検討していきたいと思っております。

それから、基準の関係では、初回面談につきまして、これを基準化するというのは重要なことだということでおおむね御意見をいただいたと思っておりますが、一方で、ウェブでオーケーというところは、これは禁止というわけではないけれどもやはり例外的な話であるべきだという御指摘は重く受け止めさせていただきたいと思っております。

あわせて、次の公定価格と利用料のところ、今の初回面談の話は、根っこで見るのか、加算で見るのかということはいろいろあると思っておりますけれども、何かしっかりと手当をとるところは、これも重く受け止めさせていただいて検討していきたいと考えております。

それから、公定価格・利用料のところは総じて前からいただいているところにして、やはりしっかりと運営が成り立つようにもう少し充実をと。尾木構成員からも強いお言葉をいただきまして、この点、大分淡白な資料にさせていただきましたが、これから財政当局としっかりと調整する中で、私どもとしては、しっかりと現場の皆さんにこの制度を運営していただく。最後はこどもと子育て家庭にしっかりとこの制度を届けるという意味でも、しっかりとした額を確保していきたいと思っておりますので、また引き続き御支援をいただければと思っております。

その他、加算の関係で保護者支援ですね。保護者の子育て支援とか、要支援的な対応も含めてということだと思いますけれども、そういった辺りも着目すべきではないかというところも踏まえて検討させていただければと思っております。

最後に、その他ということで様々いただいた中で幾つかお話をしたいと思っております。

利用施設の拡充につきましては、これは2つあると思っておりますし、量的にしっかりと確保していくということと、多様性の部分というのがあるのかなと思っております。赤坂構成員からも北川構成員からも、北川構成員からは特に児童発達支援の話も含まれていたと思っておりますので、そういう多様な事業者が参入できるような形というのをしっかりと我々も現状を見ながら取り組んでいければと思っております。

あと、利用者の選択の話で、奥山構成員からいただいたとおりでして、システム上で検索ができるというのは、我々の総合支援システムで予約を行う際に園の情報をしっかりと検索できるような機能を持たせておりますけれども、併せてここdeサーチでもこども誰でも通園制度の事業者の登録というのはしていくような話になっておりますので、様々なツールを使ってしっかりと見ていただけるような基盤をつくっていきたく思っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>) からご覧いただけます。

最後に、菊地構成員からカスハラのお話をいただきました。これは実は保育本体のほうでも同じような話をたくさんいただいております、国のほうの法制化の話が動いている中で、この部分の対応をどう充実していくのだというところはいただいておりますので、労働法制での制度全体の対応というのはもちろんある中で、保育の世界でどうしていくかというのは、保育と誰通を併せてしっかり考えていければと思っております。

たくさんありましたけれども、私のほうからは以上とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○秋田座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は、皆様から数々の観点の御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。大変有意義な時間だったと思います。

事務局におかれましては、本日の御議論、御要望もございましたが、それらを踏まえまして、内閣府令の整備などの準備作業を着実に進めていただけるとよいと思います。お願いしたいと思います。

それでは、本日時間が少し早目で、皆さんがお一人3分を守っていただいたので早く終わりましたけれども、本日の検討会はこれにて閉会といたします。

御出席をいただきました皆様、どうもありがとうございます。オンラインでの御参加、ありがとうございました。

閉会です。ありがとうございます。